

平成30年度事業計画

平成28年11月末、政府は「農業競争力強化プログラム」を決定するとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、新たな農政の方向を策定した。

当該プログラムのなかで、農業機械を含む生産資材については「安全性を担保しつつ合理化・効率化を図る」とされており、また、「開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を促進する」とされている。これらを受け、「農業競争力強化支援法」が制定され、様々な施策が推進されているところである。

当会としては、このような国の施策・提言に従って、高性能で安全かつ合理的価格の農業機械・施設の普及はもとより、農業者が求める新型機械の実用化、農作業の安全確保や長期効率利用による利用コストの低減等の推進をさらに積極的に進めていく。

特に、平成30年度は、ICT・ロボット農機の開発普及等の新たな情勢下、あるいは高止まりしたままの農作業事故件数などの状況を受けて、農作業安全対策の一層の充実強化を図るとともに、中古農業機械査定士制度の着実な推進等により、機械コストの低減・効率利用を会員各位の協力・支援のもとに実施していくものとする。

その他業務を含め事業計画の要点は次のとおりである。

I 農業機械化推進対策

1 「2018 農業機械化フォーラム」の開催

わが国農業・農村及び農業機械化を巡る様々な課題について有識者の講演と意見交換を行う農業機械化フォーラムを開催する。

2 中古農業機械査定士制度の推進

適切な価格形成と中古農業機械市場の健全な発展による農業機械利用コストの低減に資するため、中古農業機械査定士制度が全都道府県において実施できるよう引き続き推進を図る。

都道府県中古査定士協議会が行う講習と試験を支援するとともに、認定した査定士の査定業務に必要な資料を作成し配布する。

3 農業機械・施設の新製品情報の提供

- (1) 農業機械・施設の全型式を網羅した「2018/2019 農業機械・施設便覧」を刊行し、情報提供する。
- (2) 優良な農業機械の普及を促すため、会員の新製品情報（プレスリリース資料等）を本会メールマガジン「新製品情報」等を通じてユーザーへ提供する。

4 農業機械士活動への協力

農業機械の適正導入、効率利用及び安全利用等に資するため、農業機械士会の活動強化に協力し、全国農業機械士協議会の事務局を担当する。

全国農業機械士協議会に対しては、特に高齢者の使用する農業機械の安全確保や盗難抑止、ユーザー要望の取り纏めなどに協力する。

5 農業機械の省エネルギー性能認証表示制度の推進

地球温暖化防止に資するため、トラクターと穀物乾燥機の省エネルギー性能認証表示制度の普及を推進する。

6 農業機械盗難被害情報共有システムの運営

多発する農機盗難を抑止するため、平成25年に開始した被害情報共有システムを継続し、農機流通整備関係者や警察・行政等の間で被害機体情報を共有する。

7 農業機械化関係機関等への連携・協力

農業生産性と品質の向上に資するため、新型機械の開発要望の取り纏めや開発・普及、安全・効率利用に必要な知識・技能の向上等に関する関係機関の活動へ連携協力する。

(1) 国及び農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）等への連携・協力

国、農研機構（農業技術革新工学研究センター・地域農業研究センター）の農業機械化促進活動に連携・協力する。

(2) 道府県農業機械化団体への連携・協力

農作業事故防止運動、中古農業機械査定士の養成及び普及など農業機械化促進活動へ連携・協力する。

(3) 関係団体への連携・協力

(一社)日本農業機械工業会、(公社)中央畜産会、(公社)大日本農会、(公社)日本農業法人協会、全国コントラクター等経営高度化推進協議会、農業技術検定協会、(一社)日本施設園芸協会、(一社)全国農業改良普及支援協会及び(公社)農林水産・食品産業技術振興協会等の農業機械化促進活動へ連携・協力する。

II 農作業安全対策

1 ロボット農機の安全性確保に向けた取組みの強化

平成 30 年度内にロボットトラクターの市販が予定されるなど、ロボット農機の現場実装が間近に迫っている。これまでの知見を活かし、農林水産省、農機メーカー、(国研)農業技術革新工学研究センター、(一社)日本農業機械工業会等と連携して安全確保への取組みを推進する。

2 農作業事故防止中央推進会議（全国会合）の開催

農作業事故を防止し安全快適な農作業の推進に資するため、昭和 51 年度以降継続して開催してきた全国会合を 2～3 月に開催し、都道府県・市町村の農業機械化担当者や地域安全運動の指導者等を対象に、時々の課題について有識者の講演と意見交換を行う。

3 農作業安全運動用の資料・資機材の制作普及

農作業安全運動の推進に資するため、資料・資機材の普及に取り組む。

- (1) 冊子・パンフレット・チラシ・のぼり・リスクカルテ等
- (2) 安全啓発ビデオ（農作業事故救急処置等）
- (3) 農業機械用低速車マーク（国際標準の三角反射板）

4 農作業安全運動の推進

- (1) 春・秋の農作業安全運動推進啓発用のポスターを作成する。
- (2) 本会ホームページにより農作業安全情報を関係者に提供する。

5 農林水産省の農作業安全対策へ積極的に協力

国が推進する農作業安全確認運動（春秋）へ参加するとともに会員や関係団体に運動への参加や支援・協力を要請する。また、農林水産省が進める農作業安全事業に積極的に関与し、(一社)全国農業改良普及支援協会と連携して取り組む。

6 安全鑑定適合機等安全な農機の普及促進

- (1) 安全鑑定制度の枠組み・手続き等に関する情報をユーザーなどへ提供する。
- (2) 安全鑑定適合証票等を作成し会員へ頒布する。

※注 安全鑑定に関しては平成 30 年 4 月以降に制度変更が予定されているが、後継の制度に対し引き続き普及促進を図る。

Ⅲ 農業機械化調査研究

1 流通状況調査

(1) 中古農業機械流通実態調査

平成 28 年 1-12 月分の中古農業機械流通実態調査を実施し、価格ガイドブックを刊行する。

(2) 主要農業機械県別出荷台数調査

平成 29 年 1-12 月分の調査を実施し、情報提供する。

2 農業機械化情報の提供

(1) 農業機械化情報研究会の開催

農業の機械化・施設化に関する行政情報・新技術情報などの講演会を開催する。

3 広報活動

会員や農業機械化関係者へ有益な最新情報を提供する。

(1) 農業機械化広報の刊行

農業の機械化・施設化に関する行政施策や関係機関の活動情報などをメールマガジン方式で毎月提供する。

(2) ホームページによる情報提供

本会の目的や事業内容、農業の機械化・施設化に関する一般情報を提供する。また、「会員専用コーナー」において施策情報等を提供する。

Ⅳ 農林水産省等への施策建議

本会会員の施策提案等を関係省庁等へ建議する。

Ⅴ 国際協力事業

東南アジアや西アジア、アフリカなどの農業に関し、経済発展に伴う労働力不足の海外への流出等から農業機械化による生産性・品質の向上が強く期待されている。わが国農業機械化の経験を活かして、これら地域の農業機械化に協力する。

このため、農林水産省、国際協力機構（JICA）など国際協力機関が取り纏めた海外の農業機械化情報及び食料・農業・農村情報の会員への提供等を行う。

Ⅵ その他

必要に応じ、農業の機械化・施設化の推進に資する業務を実施する。